

財 政 運 営 参 考 資 料

(第107・108・109回雇用保険部会資料抜粋)

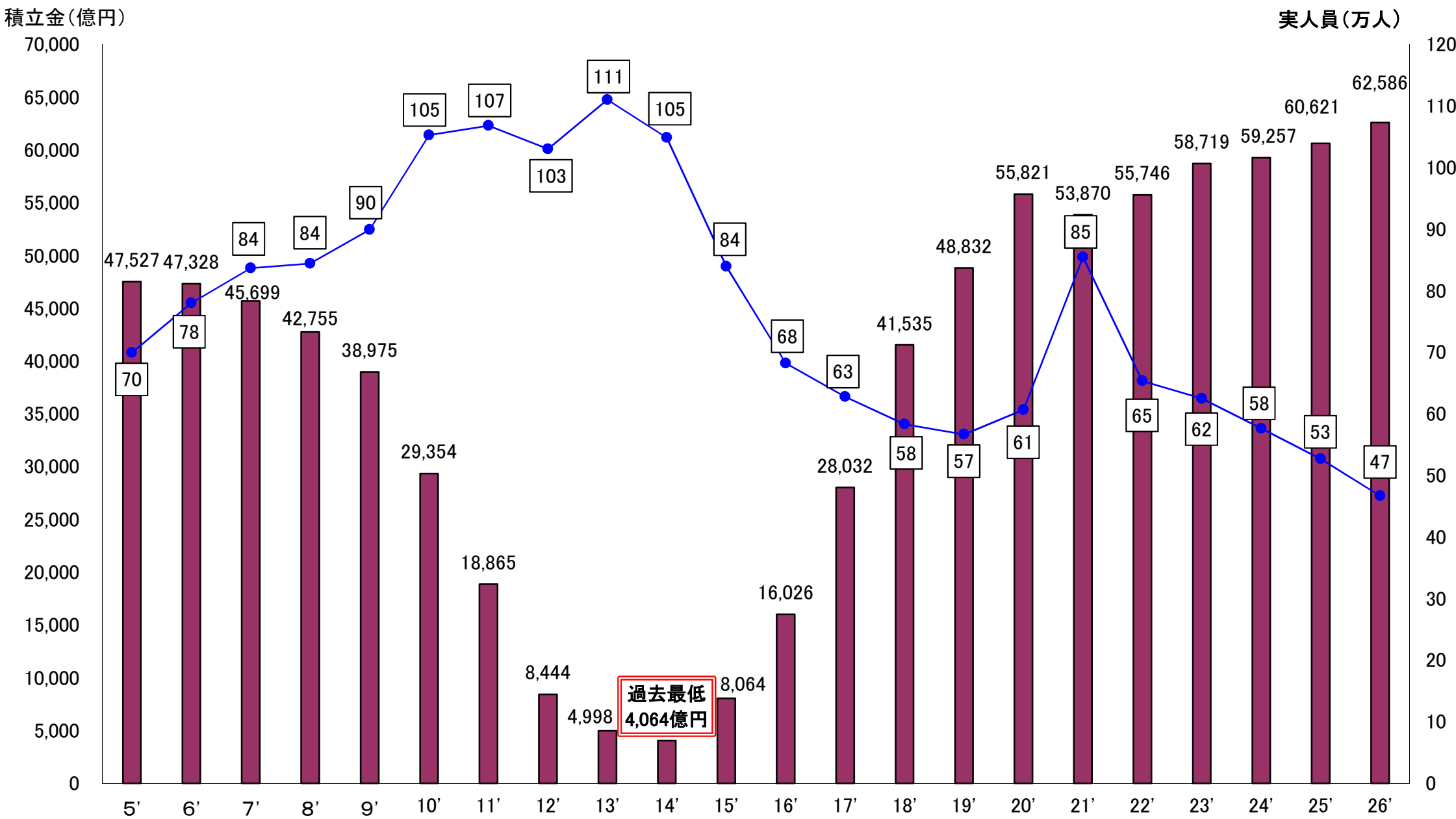
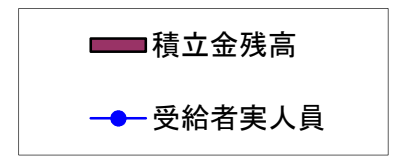
失 業 等 給 付 関 係 収 支 状 況

(単位：億円)

	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 予算	28年度 概算要求
収 入	20,467	20,919	17,628	18,006	18,083	18,649	18,763
うち 保 険 料 収 入	17,858	18,658	15,570	16,057	16,551	17,002	17,209
うち 失業等給付に係る 国 庫 負 担 金	702	1,281	1,531	1,410	1,252	1,450	1,454
うち 就職支援法事業 に係る国庫負担金	—	167	5	247	63	65	55
支 出	18,221	17,946	17,460	16,642	16,118	19,351	19,713
(うち 失業等給付費)	(16,616)	(16,543)	(15,771)	(14,971)	(14,608)	(17,159)	(17,493)
(うち 就職支援法事業)	—	(110)	(551)	(467)	(350)	(315)	(275)
差 引 剰 余	2,246	2,973	168	1,364	1,965	▲ 703	▲ 950
積 立 金 残 高	55,746	58,719	59,257	60,621	62,586	61,883	60,933
(特例措置に基づく貸し出し額)	(370)	(370)	—	—	—	—	—

- (注) 1. 27・28年度の「支出」には、それぞれ予備費(27'予算:650億円、28'要求:640億円)が計上されている。
2. 「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(22'決算:370億円)が減額されているが、24年度決算処理において雇用安定事業費から返還。
3. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

積立金残高と受給者実人員の推移



雇 用 保 険 二 事 業 関 係 収 支 状 況

(単位:億円)

	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 予算	28年度 概算要求
収 入	5,925	6,200	5,894	5,986	5,996	6,174	6,195
支 出	7,078	6,348	5,030	4,181	3,711	5,099	4,908
差 引 剩 余 (積 立 金 へ 返 還)	▲1,153	▲ 148	863 ▲370	1,805	2,284	1,074	1,287
安 定 資 金 残 高	3,895	3,747	4,240	6,045	8,329	9,403	10,690

- (注) 1. 22年度の「収入」には、特例措置による積立金からの受入額(22':370億円)が含まれているが、24年度決算処理において、積立金へ返還。
 2. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000(事業主負担)
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更。(弾力条項)

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \hline \text{引下げ} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow 3/1000 \text{まで})$$

※ 26年度決算額による計算 = 1.68 → 平成28年度の保険料率を3/1000まで引下げ

<参考:労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項>

- 8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。